

大情審答申第 464 号  
令和元年 8 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成30年3月16日付け大福祉第4409号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が平成30年1月25日付け大福祉第3590号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、平成30年1月11日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「国民健康保険における、市町村が保険者として行なう被保険者の資格の統一をする為に行わなければならないことがわかる文書」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

## 記

大阪市国民健康保険において、「被保険者の資格を統一する為に行わなければならない」とする業務は無く、当該公文書をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないため。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月15日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

昭和 34 年の通達文書で被保険者の資格の統一について書かれている文書は、存在している。国民健康保険行政を行う上で必要な文書である為。(厚生労働省のデータベースで公開されている)

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、「過去に国民健康保険に加入していた期間において、当時働いていた事業所にて被用者保険に本来ならば加入できたはずであるが、事業所が手続きを行わなかった。大阪市は、審査請求人が被用者保険に加入できるように、調査及び情報提供を行うべきであったにもかかわらず、それを怠っていた。よって被用者保険に加入できていたはずの期間に該当する国民健康保険料の賦課及び請求については無効である。厚生省（現在の厚生労働省）の通達にも、『被保険者の資格の統一を図った』と書かれており、資格の統一とは、大阪市が審査請求人を被用者保険に加入させるための業務も含むため、その業務が明記されている公文書が存在しているはずである。」と主張している。

#### 2 本件請求に対して本件決定を行った理由

審査請求人が本件請求の根拠とする厚生省の通達(昭和34年1月27日保発第4号)(以下「本件通達文書」という。)の一文は、「健康保険その他の被用者保険の被保険者を、法律上、国民健康保険の被保険者から除外する点については、旧法と同様であるが、被保険者から除外される者は、すべて、この法律又はこれに基く厚生省令で定め、被保険者の資格の統一を図ったこと(法第六条)。」となっている。

審査請求人はこの文面により「市町村は、国民健康保険の被保険者が被用者保険に加入できるように調査及び情報提供を行う」という誤った解釈を行っているが、正しくは市町村が国民健康保険業務を行うにあたり、国民健康保険の適用とならない方を法律等で定めたという内容にすぎないものである。

上記1のとおり請求者が主張しているとの認識から、実施機関は、本件請求の内容を、「国民健康保険の被保険者が被用者保険に加入できるように、市町村が、調査及び情報提供を行わなければならないことがわかる文書」の公開を求めるものと解した上で、被用者保険への加入に関する事業所への調査等については、日本年金機構の業務であり、市町村で行う業務ではなく実際に処分庁では当該業務を行っていないことから、本件文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

### 第5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参

加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

## 2 争点

本件審査請求の争点は、本件文書の存否である。

## 3 本件文書の存否について

- (1) 本件請求は、「国民健康保険における、市町村が保険者として行なう、被保険者の資格の統一をする為に行なわなければならないことがわかる文書」の公開を求めるものである。

上記第3の審査請求人の主張及び当審査会の調査結果によれば、本件請求の趣旨は、実施機関において、被用者保険の適用事業所で働く者であることが判明した場合、実施機関が年金事務所に照会し、調査を実施させるという業務（以下「当該照会等業務」という。）が存在し、かつ「資格の統一をする為に行なうこととは当該照会等業務であるとの考え方のもと、実施機関が当該照会等業務を行わなければならないことがわかる公文書の公開を求めるものと解される。

- (2) 審査請求人は、本件通達文書に「資格の統一」と記載されていると主張するため、以下、本件通達文書が本件請求に係る公文書に該当するかについて検討する。

本件通達文書は、「国民健康保険法施行事務の取扱について」との標題で、「国民健康保険法は、本年1月1日より施行され、その運用については、別途次官名をもって通知されたところであるが、これが施行事務の取扱については、左記事項にご留意うえ、その実施に遺憾なきことを期せられたい」との趣旨で作成された通達であり、第3(1)3（適用除外例の法定）において「健康保険その他の被用者保険の被保険者を、法律上、国民健康保険の被保険者から除外する点については、旧法と同様であるが、被保険者から除外される者は、すべて、この法律又はこれに基く厚生省令で定め、被保険者の資格の統一を図つたこと（法第六条）。」となっている。

本件通達文書に「資格の統一」との文言が記載されていることは事実であるが、本件通達文書は本件請求の趣旨である当該照会等業務についての公文書であるとは認められない。

- (3) また、審査請求人は上記(1)のとおり、実施機関が当該照会等業務を行わなければならないことがわかる公文書の公開を求めているが、被用者保険加入の届出を行っていない事業所の把握及び加入指導等の取組みは日本年金機構法等の法令に基づき日本年金機構が行う業務であることを踏まえると、実施機関において当該照会等業務を行っていないことから本件文書を作成または取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明に特段、不自然不合理な点は認められない。

- (4) したがって、本件決定を行った実施機関の判断は妥当である。

## 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 30 号

年 月 日	経 過
平成 30 年 3 月 16 日	諮問書の受理
平成 30 年 12 月 19 日	実施機関からの意見書の收受
平成 31 年 1 月 28 日	調査審議
平成 31 年 4 月 18 日	調査審議
令和元年 6 月 13 日	調査審議
令和元年 8 月 30 日	答申